

淡路市人権教育住民学習支援事業 実施要項

- 1 目的
 - ① 人と人との豊かなつながりを創造し、すべての市民が自分らしく、いきいきと暮らせる地域社会をつくる活動を支援する。
 - ② さまざまな人権問題についての理解と認識を深める市民の主体的な学習活動を支援する。
- 2 対象団体 淡路市に在住・在勤する者で構成するグループ及び各種団体
※参加者が10人未満及び公共団体（行政・学校・公民館等）主催事業及びそれに準ずるものは除く。
- 3 対象事業 対象団体が実施する活動で「人権」をテーマにした、下記の形態の学習活動とする。
 - ① 講演・講話
 - ② 人権啓発ビデオ学習
 - ③ 体験活動（ワークショップ、フィールドワーク、多文化体験等）
 - ④ 上記①～③を組み合わせたもの※原則として1事業当たり45分以上とする。
- 4 助成回数 同一団体で、原則2回までとする。
ただし、同一団体が行う同テーマでの連続講座については助成額等について別に定める。
- 5 対象期間 年度ごと
- 6 助成額 以下①～④により積算した金額を予算の範囲内で助成する。
 - ① 講師謝金 実支払額の1/2で上限10,000円
（100円未満切り捨て・当該団体構成員への講師謝金は除く）
 - ② 飲物代 一人当たり150円で上限15,000円
報告書 [様式1] の参加人数×150円
 - ③ 事務経費 1,000円（連絡調整・報告書作成経費として）
 - ④ 会場借上料 実費分で上限1,500円（有料施設を利用した場合に限る）
- 7 申請手続 事業実施前に淡路市人教事務局（淡路市市民生活部市民人権課）に、活動の趣旨・内容等を申し出のうえ、関係書類一式を受け取る。事業実施後、速やかに実施報告書等を提出する。
【提出書類】 （様式1） 人権教育住民学習会実施報告書（添付書類あり）
（様式2） 人権教育住民学習支援事業請求書

なお、申し出の際に事業が下記10（対象除外）に該当するおそれがあると判断するときは、実施団体・事業内容等について詳細に判断できる文書を提出させる場合がある。
- 8 支払方法 各種団体の指定口座へ振り込み
- 9 その他支援 企画に対しての助言・講師の紹介・人権教育教材の提供など活動の充実に必要なもの
- 10 対象除外 政治、宗教又は商業宣伝活動、営利活動及びこれらに類する活動については助成しない。

淡路市市民生活部 市民人権課 TEL：0799-64-2521

2022.4.1改正